

各 特 定 事 業 者 様

愛 知 県 環 境 局 長
(公 印 省 略)

自動車使用管理実績報告書について（通知）

日頃から、本県の大気環境行政の推進につきまして御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、貴社におかれましては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）」（以下、「法」という。）第 34 条の規定に基づき、本県内の対策地域で対象自動車を 30 台以上使用する特定事業者として、毎年、前年度の実績について愛知県知事に報告していただくこととなっております。

つきましては、令和 3 年度実績について、下記 1 により報告書の提出をお願いします。

なお、法第 33 条の規定に基づく自動車使用管理計画については、既提出済みの計画書の期間を「令和 3（2021）年度末まで」から「令和 4（2022）年度末まで」と読み替えることとし、令和 4（2022）年度分計画の提出には及びません（詳細は下記 2 参照）ので、御承知ください。

記

1 法第 34 条の規定に基づく実績報告について

（1）報告内容

令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）の実績

（2）提出方法

別添 1 に基づき、電子申請・届出システムを利用して提出してください。

- ※ 必ず令和 4 年度提出用の様式をダウンロードして御使用ください。
- ※ 電子申請・届出システムを利用することにより、NOx・PM 排出係数や排出量、排出ガス基準別の台数などが自動的に計算されて手間が軽減されるほか、いつでも提出が可能となります。
- ※ 電子申請・届出システムの利用ができない場合は、別添 2 に基づき報告書を提出してください。

（3）提出期間

令和 4 年 4 月 1 日（金）から 6 月 30 日（木）まで

（4）その他

使用する自動車が 30 台未満となった等、特定事業者該当しなくなった場合には、別紙記載例を参考に非該当届を作成し、所管の東三河総局・県民事務所等宛て提出してください。
(裏面へ続く)

2 法第 33 条の規定に基づく自動車使用管理計画について

(1) 現状と当面の取扱い

平成 27 (2015) 年度以降に提出いただいた自動車使用管理計画の期間が「令和 2 (2020) 年度末まで」となっていたことから、本来、令和 3 (2021) 年度以降の計画書を提出いただく時期を迎えていました。

しかしながら、令和 2 年 8 月以降、国において、法の基本方針に基づく目標の達成状況や施策等の進捗状況について評価・点検を行い、今後の自動車排出ガス総合対策の在り方に係る検討が続けられています。

令和 3 年度末においても、今後の方向性が未だ定まっていないことから、昨年度既提出済みの計画書の期間を「令和 3 (2021) 年度末まで」と読み替えて取り扱ったものを 1 年延長し「令和 4 (2022) 年度末まで」と読み替えることとします。

従いまして、自動車使用管理計画書（令和 4 (2022) 年度分）の提出には及びませんので、御承知おきください。

なお、既に令和 4 年度以降の自動車使用管理計画を作成されている場合、その提出を妨げるものではありません。

(2) 各事業者における対応

引き続き、より環境性能の高い自動車への代替を積極的に進めるなど、自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の低減に努めてください。

(3) その他

令和 4 年 2 月 10 日付けで公表された『今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）案』において、「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方」として、『自動車使用管理計画については、関係者の事務負担軽減の観点から計画項目や対象車種の見直し等、計画策定事務の合理化を検討することが望ましい。』と整理されています。

答申を受けた後、国が、自動車使用管理計画の合理化（計画項目及び対象車種の見直し等）をすることが見込まれます。

合理化された特定事業者制度に基づく新しい自動車使用管理計画の策定については、改めまして御案内します。

担 当 地球温暖化対策課
自動車環境グループ（坂東）
電 話 052-954-6217
電子メール ondanka@pref.aichi.lg.jp

【参考】自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NO_x・PM 法)(抄)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずるように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者による計画の作成)

第33条 ・・・(略)・・・事業者は、その対象自動車のうち、排出状況その他の事情を勘案して政令で定める台数以上のものが一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有するときは、・・・(略)・・・事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置・・・(略)・・・実施に関する計画を作成し、当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事に提出しなければならない。

(定期の報告)

第34条 前条の規定により同条の計画を作成すべき事業者(次条及び第41条第2項において「特定事業者」という。)は、毎年、主務省令で定めるところにより、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第35条 都道府県知事は、特定事業者の事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、特定自動車に係るものの抑制が・・・(略)・・・著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、・・・(略)・・・必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第1項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつたときは、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

(罰則)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一～五 略

六 第33条又は第36条第1項(これらの規定を第43条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による提出をしなかつた者

七 第34条、第37条若しくは第41条第1項から第4項まで(これらの規定を第43条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第41条第1項から第4項まで(第43条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

自動車使用管理計画関係

電子申請・届出システム利用案内

自動車NO_x・PM法に基づく自動車使用管理計画関係の届出については、原則電子申請・届出システムの利用をお願いしています。電子申請用の入力シートではNO_x・PM排出係数や排出ガス基準別の台数が自動算出されます。

また、電子申請は、原則 24 時間 365 日受付が可能なほか、紙資源の使用もありませんので、利便性以外に環境負荷の低減というメリットもあります。

「令和3年度（2021年度）度分の実績報告書提出期限」

2022年6月30日（木）

新たに特定事業者該当することとなった場合は、該当することとなった日から3ヶ月以内に計画書を提出してください。
従来からの対象事業者の方は、当面の間、計画書を提出いただく必要はありません。

ステップ1

申請書の送信までをご案内します。

・・・ 1 ページ

- (1) 電子申請用入力シートの作成
- (2) 電子申請・届出システムにアクセス
- (3) 実績報告書（新規の場合は計画書）の送信

ステップ2

・・・ 10 ページ

送信後の手続きについてご案内します。

- (1) システムからのメール受信
- (2) 審査状況の確認

(参考)実績報告書等の提出窓口・お問い合わせ先

・・・ 11 ページ

「電子申請・届出システムに係るヘルプデスクのご案内」

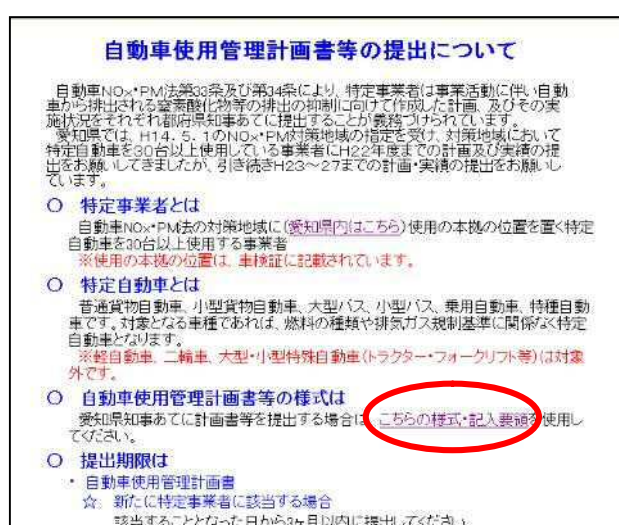
電話番号：0120-464-119（平日午前9時から午後5時。年末年始を除く。）

電子申請・届出システムで提出（ステップ1）

～申請書の作成から送信まで～

- 事務の流れ
- (1) 電子申請用入力シートの作成 1ページ
 - (2) 電子申請・届出システムにアクセス 4ページ
 - (3) 実績報告書(新規の場合は計画書)の送信 5ページ

入力シートの入手や送信については全てインターネットを利用します。それぞれ該当のWebページへのアクセスが必要になりますが、「自動車使用管理計画書等の提出について」のWebページ画面にリンクが貼ってありますので、以下の事務の概要では、この画面を起点に説明をしていきます。「自動車使用管理計画書等の提出について」のページを「お気に入り」等に入れておくと便利です。



愛知県 自動車使用管理 検索

図 A

〈WebページURL〉

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/nox/keikaku/index.html>

事務の概要 (1) 電子申請用入力シートの作成

入力シート様式は、毎年度更新します。

必ず最新版 (Web ページに掲載) をダウンロードして使用してください。

① 様式の入手 (ファイルのダウンロード)

- ・ 上記URLから「自動車使用管理計画書等の提出について」を表示
- ・ 「○自動車使用管理計画書等の様式は」の「こちらの様式・記入要領」(上記図A参照)をクリック
- ・ 「届出様式一覧」から必要なファイルをダウンロードし、パソコンに保存(次頁図B参照)
 - 自動車使用管理実績報告書 (電子申請用)
 - 全ての対象事業者(初めて計画書を提出した翌年度から毎年6月末までに提出)
 - 自動車使用管理計画書 (電子申請用)
 - 新たに該当となった場合や、計画期間が満了する等で新たに提出が必要な場合

環境局届出様式一覧				
自動車NOx・PM法関係				
○マークをクリックするとファイルがダウンロードできます。 ○前回の報告以降に、社名変更や住所変更があった場合には、住所等変更届出書を出してください。				
項目	届出法令・条例規則	届出書名	様式名	ファイル
計画書⇒ 新規事業者 又は必要な 年度のみ		自動車使用管理計画書 (電子申請用) ※001～004のファイルは圧縮されています。 いずれか一つをダウンロードし、使用してください。	001(20台～200台)	
			002(201台～1000台)	
			003(1001台～2500台)	
			004(2501台～2999台)	
実績報告書⇒ 全対象事業者 (新規を除く)		自動車使用管理実績報告書 (電子申請用) ※0022～0044のファイルは圧縮されています。 いずれか一つをダウンロードし、使用してください。	0011(30台～200台)	
			0022(201台～1000台)	
			0033(1001台～2500台)	
			0044(2501台～4999台)	

図 B

電子申請用ファイルは、入力できる台数に応じて複数ご用意しています。いずれも内容は全く同じで、少ない台数の場合にも多くの台数に対応したファイルを使用することは可能ですが、ファイルを開くときや、計算結果を反映させるのに時間を要しますので、必要最小限の台数に対応したファイルを使用することをお勧めします。

201台以上を入力する電子申請用ファイル(エクセル)は圧縮されています。一旦パソコンに保存してください。ダブルクリックすると解凍されます。

※ ファイルの解凍について

解凍手順

- ① パソコンに保存した EXE ファイルを選択
- ② ダブルクリック
- ③ 解凍先を「参照」で指定(例:デスクトップ)
- ④ 「OK」を選択 - Excel に解凍



② 入 力

電子申請用ファイルは「入力要領」シートと「入力シート」から構成されています。入力に当たっては、必ず「入力要領」シートの内容に従い、「入力シート」の入力ゾーン(色付きのセル)へ入力ください。

- 入力後、計算結果ゾーン(BL列～BS列)で数値が正しく表示されているか確認してください。

※ 実績報告書の入力シートにおける計算結果の主なチェックポイント

特定自動車の状況合計 (AS列 18 行目) ＝代替3年度末台数 (BZ列 38 行目)	合致しているか 不一致原因(入力ゾーン);ナンバー A、識別記号、車両総重量、 増・減区分の未入力や誤入力
NOx・PM 排出量 (BL列～BS列)	エラーになっていないか 昨年度(又は計画書)との桁違いな変動はないか(要因がある場合を除く) エラー原因(入力ゾーン);識別記号、燃料区分、車両総重量の 不一致
燃料使用量	区分・単位の誤りや入力漏れはないか

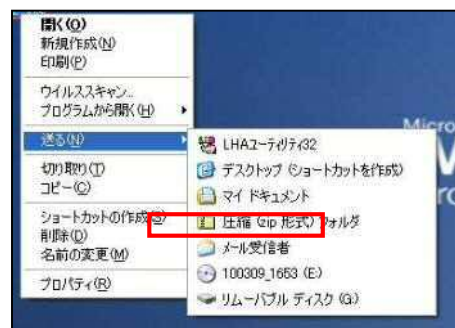
※ 計画書の入力シートにおける計算結果の主なチェックポイント

特定自動車の状況合計 (AX列 18 行目) ＝代替計画提出時合計 (CA列 36 行目)	合致しているか 不一致原因(入力ゾーン);ナンバー A、識別記号、車両総重量の 未入力や誤入力
NOx・PM 排出量 (BP列～BW列)	エラーになっていないか エラー原因(入力ゾーン);識別記号、燃料区分、車両総重量の 不一致
NOx・PM の削減計画	入力漏れや単位の誤りはないか

- データサイズが3MB以上の場合は、圧縮(.zipもしくは.lzh等)して保存してください。

※ ファイルの圧縮について

圧縮手順 A (例; Windows10 で.zip に圧縮)
 ① 入力済みファイルを選択
 ② 右クリック
 ③ 「送る」から「圧縮(zip 形式)フォルダ」を選択
 → .zip に圧縮
 ☆ 圧縮ファイルの形式は.zip 以外でも可



圧縮手順 B (例; 圧縮・解凍ソフト(+Lhaca)を用いて.zip に圧縮)

パソコンにソフトが入っていない場合は、オンラインソフトを紹介する配布サイトから無料のソフト(+Lhaca、Lhaplus 等)を入手することもできます。配布サイトは「ZIP 圧縮」等で検索してください。

- 配布サイトの圧縮・解凍メニューから「+Lhaca」のダウンロードを選択
- ファイルのアイコンをダブルクリックしてインストール完了
- デスクトップ上の+Lhaca アイコンの上に作成した Excel ファイルをドロップ
→ .zip に圧縮
 - ☆ ソフトのダウンロードについては各自の責任下において行ってください。
 - ☆ 上記は一例です。パソコンに圧縮・解凍ソフトが既に入っている場合はそちらをお使いください。
 - ☆ .zip 以外の形式の圧縮ファイルでも結構です。



事務の概要 (2) 電子申請・届出システムにアクセス

- ・「自動車使用管理計画書等の提出について」を表示
- ・「○ 提出方法は」の「[電子申請手続きはこちら](#)」をクリック

自動車使用管理計画書等の提出について

自動車NOx・PM法第33条及び第34条により、特定事業者は事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物等の排出の抑制に向けて作成した計画、及びその実施状況をそれぞれ都府県知事等に対して提出することが義務づけられています。
愛知県では、平成14年6月1日のNOx・PM対策地域の指定を受け、対策地域において特定自動車を30台以上使用している事業者に平成32年度までの計画及び実績の提出をお願いしています。

- **特定事業者とは**
自動車NOx・PM法の対策地域に(愛知県内は[こちら](#))使用の本拠の位置を置く特定自動車を30台以上使用する事業者
※使用の本拠の位置は、車検簿に記載されています。
- **特定自動車とは**
普通貨物自動車、小型貨物自動車、大型バス、小型バス、乗用自動車、特殊自動車です。対象となる車種であれば、燃料の種類や排気ガス規制基準に関係なく特定自動車となります。
※軽自動車、二輪車、大型・小型特殊自動車(トラクター・フォークリフト等)は対象外です。
- **自動車使用管理計画書等の様式は**
愛知県知事等に対して計画書等を提出する場合は、[こちらの様式・記入要領](#)を使用してください。
- **提出期限は**
 - ・ **自動車使用管理計画書**
 - ☆ 新たに特定事業者該当する場合
該当することとなった日から3ヶ月以内に提出してください。
 - ・ **自動車使用管理実績報告書**
毎年度の実績報告書は、翌年度の6月末までに提出してください。
平成31年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)の実績
→期限:令和2年6月30日
- **提出方法は**
 - ・ **電子申請**
電子申請が利用できます。
電子申請用フォーマットの入力シートではNOx・PM排出係数が自動計算され、排出量の算出が容易となります。是非電子申請をご利用ください。
[電子申請手続きはこちら](#)

- ・「地図から選択」の「愛知県」をクリック

愛知県 愛知県電子申請・届出システム

申請団体選択

お知らせ

【2020年11月23日】iPhoneでの電子署名について
iOSバージョン14.2(iPhone)にて電子署名を行うと、「エラーが発生しました(999.6.1.3388647)」のメッセージが表示され、電子署名ができません。この問題は、バージョン14.1までは正常に動作することを確認済みです。
現在、原因を調査中ですので、御迷惑をおかけしますが、御理解をいただきますようお願いいたします。

【2020年10月21日】iPhoneでの電子署名の対応に対応しました。
iPhoneからの申請において、電子署名の利用が可能となりました。
検索するOSのプラグインのインストールについては、下記URLをご覧ください。
<https://www.shimadzu.co.jp/it/inf/PPFAC/faq/4.2.html#4.1.1>

【2020年09月24日】Edgeでの電子署名の対応に対応しました。
Microsoft Edgeでも電子署名が行えるようになりました。
【2018年07月01日】セキュリティ強化に伴って、暗号化通信プロトコル(TLS1.2)以上の利用を推奨いたします。
セキュリティ強化のため、暗号化通信プロトコル(TLS1.0)の無効化を実施しました。
【TLS1.0】の無効化に伴い、ブラウザ(ウェブチャット)及び一部のスマートフォン(Android4.4以前またはiOS4以前)では、利用できなくなりました。
ご利用環境を確認いただき、TLS1.2への変更をお願いします。

【2016年02月11日】Windows10に対応しました。
Windows10で利用可能なブラウザとして、Microsoft Edge、Internet Explorer11に対応しました。
その代替手段とするブラウザについては、下記URLをご覧ください。
<https://www.shimadzu.co.jp/it/inf/PPFAC/faq/4.2.html#4.1.1>

[過去のお知らせ](#)

地図から選択

これ以降の作業についてご質問等がある場合は、下記へお尋ねください。
☆電子申請・届出システムのシステム操作に関するお問合わせ先(コールセンター
電話番号:0120-464-119(平日午前9時から午後5時。年末年始を除く。))

5

- ・登録したメールアドレスに pref-aichi@s-kantan.com からメールが届きます。
- ・メールに記載されたURLにアクセスし、必要情報を入力して、「確認へ進む」ボタンをクリック(図F)
- ・入力内容を確認後、「登録する」ボタンをクリック(図G)。
- ・「一覧へ戻る」ボタンをクリック(図H)

図 F

パスワード(確認用)	同じものをもう一度入力してください。 *****	
担当者名(フリガナ)	氏: アイチ	名: タロウ
担当者名	氏: 愛知	名: 太郎
法人名(フリガナ)	アイチケン	
法人名	愛知県	
代表者名(フリガナ)	氏: オオムラ	名: ヒデアキ
代表者名	氏: 大村	名: 秀章
郵便番号	入力例D 123-4567 → 1234567 4600001 住所検索	
住所	愛知県名古屋市中区三の九三丁目1番2号	
電話番号	入力例D 012-345-6789 または 0123456789 052-954-6217	
FAX番号	入力例D 012-345-6789 または 0123456789	
メールアドレス1	ondanka@pref.aichi.lg.jp	
メールアドレス2	各種通知メールを受信したいメールアドレスを登録できます。 ※ 携帯電話のメールアドレスの場合、迷惑メール対策等の受信拒否設定により、 受取れない可能性がありますので、携帯の設定をご確認ください。	

図 G

利用登録確認

以下の内容で登録してよろしいですか？

利用者区分	法人
利用者ID	ondanka@pref.aichi.lg.jp
担当者名(フリガナ)	アイチ タロウ
担当者名	愛知 太郎
法人名(フリガナ)	アイチケン
法人名	愛知県
代表者名(フリガナ)	オオムラ ヒデアキ
代表者名	大村 秀章
郵便番号	4600001
住所	愛知県名古屋市中区三の九三丁目1番2号
電話番号	052-954-6217
FAX番号	
メールアドレス1	ondanka@pref.aichi.lg.jp
メールアドレス2	

図 H

愛知県 電子申請・届出システム

申請書申請 申請内容照会 利用者登録 ログイン

申請書ダウンロードへ ヘルプ

利用者管理

利用者登録完了

利用者: 愛知県さまを登録しました。

② 手続き検索

- ・手続き名に「自動車使用管理」と入力し、「検索」をクリック(図 I)

図 I

愛知県 電子申請・届出システム

手続き申込 | 申込内容照会 | 利用者登録 | ログイン

申請書ダウンロードへ | ヘルプ

手続き申込

STEP 1 手続き検索 > STEP 2 手続き一覧 > STEP 3 手続き内容 > STEP 4 メールアドレス入力 > STEP 5 確認メール送信完了 > STEP 6 申込 > STEP 7 申込確認 > STEP 8 申込完了

手続き一覧

検索メニュー 検索項目を入力(選択)して、手続きを検索してください。

手続き名

カテゴリ選択

利用者選択 ☐ 個人が利用できる手続き ☐ 法人が利用できる手続き

検索

検索方法選択 [分類別で探す](#) [五十音で探す](#)

2015年03月03日 16時02分 現在 ページ 1 表示件数 10件 20件 50件

手続き名 | 受付開始日時 | 受付終了日時

③ 申請手続きを選択

- ・「自動車使用管理実績報告書(最新)」(新規の場合は「自動車使用管理計画書」)を選択(図J)
- ・利用者IDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリック(図K)

図 J

愛知県 電子申請・届出システム

STEP 1 手続き検索 > STEP 2 手続き一覧 > STEP 3 手続き内容 > STEP 4 メールアドレス入力 > STEP 5 確認メール送信完了 > STEP 6 申込 > STEP 7 申込確認 > STEP 8 申込完了

手続き一覧

検索メニュー 検索項目を入力(選択)して、手続きを検索してください。

手続き名

カテゴリ選択

利用者選択 ☐ 個人が利用できる手続き ☐ 法人が利用できる手続き

検索

検索方法選択 [分類別で探す](#) [五十音で探す](#)

2015年04月02日 17時27分 現在 ページ 1 表示件数 10件 20件 50件

手続き名	受付開始日時	受付終了日時
自動車使用管理計画書	2015年04月01日 00時00分	随時
住所等変更届出書(自動車使用管理計画書記載事項)	2015年04月01日 00時00分	随時
自動車使用管理実績報告書	2015年04月01日 00時00分	随時

新規の場合のみ

全対象事業者

社名、所在地や主たる事業場の名称、所在地に変更があった場合は「住所等変更届出書」もご提出ください。

図 K

利用登録せずに申し込む方はこちら

利用登録される方はこちら

既に利用者登録がお済みの方

利用者ID

パスワード

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

パスワードを忘れた場合はこちら

ログイン

- ・利用規約を確認後、問題がなければ「同意する」ボタンをクリック(図L)

図 L

<利用規約>

本システムを利用して申請・届出等を行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムのサービスを提供します。本システムをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことができません。なお、閲覧のみにしても、この規約に同意されたものとみなします。

3 利用者ID・パスワード等の登録・変更及び削除

本システムを利用して申請・届出等を行う場合は、利用者たる本人が利用方法に従い利用者登録を行うことができます。

(1) 利用者登録を行う際は、利用者ID、パスワード、氏名、住所、その他の必要な事項を本システム上で登録してください。

(2) 住所、氏名、メールアドレス等に変更があった場合は変更手続きを行ってください。

(3) 本システムは、利用者が登録したメールアドレスへURLを送信します。利用者は、メールに記載されているURLにアクセスすることで、本登録を行います。

(4) 利用者登録にて登録された情報は、構成団体にて管理されます。

(5) 利用者は、登録した利用者情報を使用しなくなった場合に削除をすることができます。

4 利用者ID・パスワード等の管理

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたとみなします。
登録した情報は当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示は一切行いません。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

一覧へ戻る 同意する

④ 申請

- ・手続き申込画面へ必要事項を入力
- ・入力後、下段にある「別紙様式の提出方法」のファイル添付にチェック
- ・下段の「参照」ボタンをクリック(図M)
- ・(1)で作成したエクセルファイルを添付

図 M

別紙4のとおり

通信欄

入力文字数: 0 / 200

別紙様式の提出方法 *

☒ ファイル添付
☐ 郵送
☐ その他

別紙様式の提出方法でファイル添付を選択した場合は準付してください *

別紙様式の提出方法でその他を選択した場合は入力してください *

参照

■別紙様式と郵送について

別紙様式については、本計画書の手続き説明画面から様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、ファイルを添付して送信してください。ファイル容量の合計が3メガバイト以内になるようにお願いします。(それを超える場合は、送信できない場合があります。)

- ・本社(本社が県外の場合、県内の主たる事業所)の所在地を所管する「提出先」(p.11を参照)してください。)をプルダウンにより選択し、「確認へ進む」ボタンをクリック(図N)

図 N

■別紙様式と郵送について

別紙様式については、本計画書の手続き説明画面から様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、ファイルを添付して送信してください。ただし、ファイル容量の合計が3メガバイト以内になるようにお願いします。(それを超える場合は、送信できない場合があります。)

また、郵送等による場合は、申込完了時に表示される整理番号を提出書類に付記し、受付窓口へ提出してください。

提出先 *

地域広域化対策課

確認へ進む

※入力中の申込データを1分間保存します。 ※一時保存した申込データを再度読み込みます。

申込データの一時保存 一時保存した申込データの読み込み

- ・入力内容を確認後、「申込む」ボタンをクリック(図○)

図○

■特定自動車に係る自動車排出量・自動車排出ガス削減量の算出量	
■特定自動車の乗客等への代替・特定自動車に対する排出ガス削減装置の設置の状況	
■特定自動車に係る適正運転の実施等・特定自動車の走行量の削減のための措置の状況	
送信欄	
別紙様式の提出方法	ファイル添付
別紙様式の提出方法でファイル添付を選択した場合は添付してください	26_New0011.xls
別紙様式の提出方法でその他を選択した場合は入力してください	
■別紙様式と郵送について	
提出先	大気環境部地球温暖化対策室
入力へ戻る 申込む PDFダウンロード	
※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。	

⑤ 整理番号を確認

- ・申請については整理番号で整理されます。結果通知、問合せも番号で特定します。

⑥ ログアウト

- ・トップ画面の「ログアウト」ボタンをクリック

電子申請・届出システム（ステップ2）

～審査状況を確認する～

事務の流れ （1）システムからのメール受信→（2）審査状況を確認

→ 申込内容照会の「処理状況」により
「処理待ち」⇒ 審査中
「完了」⇒ 手続き完了

事務の概要

（1）システムからのメール受信

送信された申請については、審査を経て必ず結果通知が送信されます。
登録いただいたメールアドレスにシステムから審査結果通知の到着メールが届いたら（2）の手続きへお進みください。

（申請が集中している場合は審査に時間を要することがあります。）

なお、メールアドレスはトップ画面の右上の「利用者情報」で随時、登録・変更できます。

（2）審査状況の確認

- ・ 電子申請・届出システムにログインし、「申込内容照会」ボタンをクリック（図P）

- ・ 一覧から該当の申請の「処理状況」列を参照（図Q）

※「処理状況」が完了になる前であれば、申請の修正または取り下げが可能です。

図 P



図 Q



▼▼実績報告書等の提出窓口・お問い合わせ先▼▼

実績報告書及び計画書の提出先は市町村により異なります。下記を参照してください。

なお、計画書提出後、転居等により住所等変更届を提出し、提出先の機関から所管が変更された連絡があった場合、または、新たに特定事業者該当することとなった場合は、本社（本社が県外の場合は、県内の主たる事業所）の所在地を所管する機関が提出先となります。

提出先機関名	本社（本社が県外の場合は、県内の主たる事業所）の所在地	住所	電話
環境局 地球温暖化対策課	名古屋市	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6217 (ダイヤルイン)
東三河総局県民環境部 環境保全課	豊橋市、豊川市、蒲郡市	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	0532-35-6112 (ダイヤルイン)
尾張県民事務所 環境保全課	一宮市、瀬戸市、春日井市、 犬山市、江南市、小牧市、 稲沢市、尾張旭市、岩倉市、 豊明市、日進市、清須市、 北名古屋市、長久手市、 東郷町、豊山町、大口町、 扶桑町	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7254 ・7255 (ダイヤルイン)
海部県民事務所 環境保全課	津島市、愛西市、弥富市、 あま市、大治町、蟹江町、 飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町 1-1-4	0567-24-2131 (ダイヤルイン)
知多県民事務所 環境保全課	半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、武豊町	〒475-8501 半田市出口町1-3-6	0569-21-8111 (代)
西三河県民事務所 環境保全課	岡崎市、碧南市、刈谷市、 安城市、西尾市、知立市、 高浜市、幸田町	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2875 ・2876 (ダイヤルイン)
西三河県民事務所 (豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課	豊田市、みよし市	〒471-8503 豊田市元城町4-4-5	0565-32-7494 (ダイヤルイン)

（所管市町村は、自動車NOx・PM法の対策地域に指定されている市町村ですが、稲沢市のうち旧祖父江町、愛西市のうち旧立田村及び八開村、岡崎市のうち旧額田町、西尾市のうち旧一色町、吉良町及び幡豆町、豊田市のうち旧藤岡町、小原村、足助町、旭町、下山村及び稲武町、豊川市のうち旧一宮町については、合併後も対策地域には該当しません。）

自動車使用管理実績報告書の提出案内

～電子申請・届出システムを利用できない場合～

令和3年度(2021 年度)分実績報告提出期限

2022年6月30日(木)(必着)

下記の① から④ に従い実績報告書を作成し、提出してください。

事務の概要

① 様式・記入要領をダウンロードする

- 1 下記のアドレスにアクセスし、「自動車使用管理計画書等の提出について」を表示させてください。
- 2 「○ 自動車使用管理計画書等の様式は」の「こちらの様式・記入要領」をクリックしてください。
- 3 ページ最下方にある「自動車使用管理実績報告書(持参・郵送用)」のエクセルファイル5つ(様式第3(第2条関係)、別紙1、別紙2、別紙3、別紙4)及び「様式1～3の記入要領」PDFファイルをダウンロードしてください。

〈HPアドレス〉

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/nox/keikaku/index.html>

※ インターネット等の使用が不可能な事業者様の場合

宛先を記入した返信用封筒(切手140円分を貼付)と「自動車使用管理実績報告書の様式希望」の旨を記したメモを同封し、裏面の窓口あて郵送してください。様式及び記入要領をお送りします。

新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、ご来庁は極力お控えください。

② 必要事項を記入する

記載事項は、昨年度と同じです。記入要領に従い作成してください。

③ 記入内容を確認する

下記の点については必ずチェックしてください。

チェック箇所	主なチェック事項
様式第3(表紙)	昨年度(令和2年度実績時)と変更はないか。 ※ 社名、所在地や主たる事業場の名称、所在地に変更がある場合、「住所等変更届出書」の提出が必要となります。 ※ 産業分類については、過去との整合性を図るため、前回の計画書・報告書提出時と同じ番号・業種を記載してください。
別紙1 「合計台数」	別紙1「合計台数」＝別紙2 記入台数＝別紙3「R3年度末台数」(別紙2において、年度内に減車した車両も記載した場合を除く。)
別紙2 「NOx・PM排出量」	・複数枚の場合、全合計(総計)が最終ページに記載されているか。 ・昨年度実績と比較して変更要素がないのに大幅な数値の変化がないか。(車両重量の単位、走行距離等を再度確認してください。)
別紙3	「R2年度末台数」＋「R3年度増加台数」－「R3年度減少台数」＝「R3年度末台数」となっているか。
別紙4	記入漏れがないか

新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、ご来庁は極力お控えください。

④ 原則として郵送により提出する

実績報告書2部とデータCD*、返信用封筒（切手貼付のこと）を同封してください。

※ 様式第3(表紙)、別紙1～4の5つの電子ファイルを保存したもの

▽▽実績報告書等の提出窓口・お問い合わせ先▽▽

実績報告書及び計画書の提出先は、愛知県内の主たる事業所のある市町村により異なります。下記を参照してください。

なお、計画書提出後、転居等により住所等変更届を提出し、提出先の機関から所管が変更された連絡があった場合、または、新たに特定事業者該当することとなった場合は、主たる事業所の所在地を所管する機関が提出先となります。

愛知県内の主たる事業所の所在地 (本社が県内にある場合は本社の所在地)	提出窓口・お問い合わせ先		
	機関名 電子メールアドレス	所在地	電話番号
名古屋市	環境局 地球温暖化対策課 ondanka@pref.aichi.lg.jp	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6217 (ダイヤルイン)
豊橋市、豊川市、蒲郡市	東三河総局 県民環境部 環境保全課 higashimikawa@pref.aichi.lg.jp	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4	0532-35-6112 (ダイヤルイン)
一宮市、犬山市、江南市、 稲沢市(旧祖父江町を除く)、 岩倉市、清須市、北名古屋市、 豊山町、大口町、扶桑町	尾張県民 事務所 環境保全課 owari@ pref.aichi.lg.jp	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7254 (ダイヤルイン)
瀬戸市、春日井市、小牧市、 尾張旭市、豊明市、日進市、 長久手市、東郷町	環境保全 第二グループ		052-961-7255 (ダイヤルイン)
津島市、 愛西市(旧立田村及び旧八開村を除く)、 弥富市、あま市、大治町、蟹江町、 飛島村	海部県民事務所 環境保全課 ama@pref.aichi.lg.jp	〒496-8531 津島市西柳原町 1-1-4	0567-24-2131 (ダイヤルイン)
半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、武豊町	知多県民事務所 環境保全課 chita@pref.aichi.lg.jp	〒475-8501 半田市出口町 1-3-6	0569-21-8111 (代)
西尾市(旧吉良町、旧一色町、旧幡豆町を除く)、 幸田町	西三河 県民事務所 環境保全課 nishimikawa@ pref.aichi.lg.jp	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2875 (ダイヤルイン)
岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、 知立市、高浜市	環境保全 第二グループ		0564-27-2876 (ダイヤルイン)
豊田市、みよし市	西三河県民事務所 (豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課 nishimikawa@pref.aichi.lg.jp	〒471-8503 豊田市元城町 4-4-5	0565-32-7494 (ダイヤルイン)

(所管市町村は、自動車NOx・PM法の対策地域に指定されている市町村ですが、稲沢市のうち旧祖父江町、愛西市のうち旧立田村及び八開村、岡崎市のうち旧額田町、西尾市のうち旧一色町、吉良町及び幡豆町、豊田市のうち旧藤岡町、小原村、足助町、旭町、下山村及び稲武町、豊川市のうち旧一宮町については、合併後も対策地域には該当しません。)

(非該当届の記載例)

令和4年 月 日

非該当届

愛知県知事殿

名古屋市中区三の丸3-1-2

〇〇商事株式会社

代表取締役 愛知 太郎

当社は、令和4年 月 日現在、愛知県内のNO_x・PM対策地域で使用する車両台数（軽自動車を除く）が■ ■台となり、自動車NO_x・PM法の特定事業者該当しなくなりましたので報告します。

連絡先 名古屋市中区三の丸3-1-2

〇〇商事株式会社

管理部管理課 那古 弥生

電 話 052-954-6217 (ダイヤルイン)

年 月 日

非該当届

愛知県知事殿

所在地

法人名

代表者名

当社は、令和 年 月 日現在、愛知県内の NO_x・PM 対策地域で使用する車両台数（軽自動車を除く）が 台となり、自動車 NO_x・PM 法の特定事業者には該当しなくなりましたので報告します。

連絡先

電 話